

令和3年10月8日（金）開催

令和3年度
第7回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第7回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和3年10月8日（金）
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊地國廣 3番 野坂時夫 5番 杉山幸進
6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男 8番 沖津由藏
9番 澤谷政夫
5. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
6. 案件
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について
報告 第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について
議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第3号 非農地証明願の承認について
議案 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

7. 議事の経過並びに会議要領

事務局長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和3年10月4日に招集告示致しました令和3年度第7回農業委員会定例総会を開会致します。

（皆様ご起立ください・礼・ご着席ください）

本日、出席されている農業委員は7名で、2番 青木一人委員の1名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。なお、青木委員より欠席の届出がありましたことをご報告致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議 長 長倉 (あいさつ省略)

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

1番 菊池國廣 委員、3番 野坂時夫 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続2件の11筆、面積18,251㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議 長 長倉 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

次に、

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局

2ページをお願い致します。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。今回は1件の2筆でございます。まず〇〇〇〇については〇〇〇〇へ向かい中山間部に位置しており現況は、山林となっております。次に、〇〇〇〇については、〇〇〇〇に位置しており現況は、既存の住宅兼農機具倉庫が建てられその他は原野となっております。以上、農地への復旧見込みは無く、非農地として回答致しました。位置図は3ページ及び4ページにございます。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

次に、

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願い致します。

事務局

5ページをお願い致します。

報告第3号 農地法第18条第6の規定による届出について、ご報告致します。公益社団法人あおもり農業支援センターより、合意による解約に係る通知書を受理したので報告するものであります。今回は農地中間管理機構に係るものであり1件の1筆、5、668㎡を合意解約するものであります。解約理由としては、耕作者は変わらず所有権移転されるためであります。また、所有権移転後、再度農地中間管理機構を通して貸借する予定となっております。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第3号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

それでは、6ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は9月30日（木）に、農業委員7番 長倉委員及び農地利用最適化推進委員の橋本委員と濱谷委員並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明致します。今回の申請は2件の9筆でございます。番号1については、譲受人が規模拡大及び農地集約のため売買し所有権移転し米等を作付けするものであります。番号2は、土地の所有者が県外に在住しているため管理ができないため、贈与するものであります。耕作については、引き続き現在の耕作者が継続することです。申請地の位置図は、7ページから9ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱谷

農地利用最適化推進委員の濱谷です。

それでは、報告いたします。7ページ及び8ページをご覧ください。番号1の1から1の3は〇〇〇〇に点在しております。番号1の4と1の5は〇〇〇〇へ点在しており、番号1の6は〇〇〇〇へ向かい中山間部に位置しております。番号1の7は、〇〇〇〇にございます。現況について番号1の4・1の5・1の7は牧草が作付けされており、番号1の1・1の2・1の3・1の6は米が作付けされておりました。次に9ページをご覧ください。番号2は、〇〇〇〇に位置しており、現況ですが、番号2の1はロータリーで耕起されており、番号2の2は長芋が作付けされておりました。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

議 長 長倉 質疑なしと認め、これより採決致します。
本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 10ページ及び11ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。今回の申請は2件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。番号1は、〇〇〇〇で風力発電を計画しており、風況を調査するため風況観測塔を一時的に設置するものであります。番号2・3・4は同一事業であり、〇〇〇〇の建設に伴い資材運搬路及び一部資材置場として一時的に使用する計画となっております。申請地の位置図は12ページから13ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱谷 それでは、報告いたします。12ページをご覧ください。番号1は、〇〇〇〇に位置しております。現況は牧草が作付けされておりました。次に13ページの図面をご覧ください。番号2から4は〇〇〇〇に点在しております。現況は番号2がごぼう、番号3は牧草、番号4はロータリーで耕起されておりました。全て転用面積については、全て必要最小限の面積であり集团的農地の分断へ繋がらないことと、工事の必要性及び妥当性、作物へ影響のない必要最小限の

場所、工事終了後に農地へ復元すること、近隣耕作者への影響がないことから問題はないと思われます。

以上で議案第2号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

14ページ及び15ページをお願い致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明いたします。今回の申請は6件でございます。申請地については全て、相当前より未耕作であり、原野化及び山林化しているため地目変更を希望するものであります。位置図及び現況写真については16ページから22ページでございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 濱谷

それでは、16ページから21ページについて順番にご説明致します。

16・17ページの番号1と4は〇〇〇〇に位置しており番号1は原野化しており、番号2は漁具等の資材置場となっております。次に18ページの番号2は、〇〇〇〇にあり、現況は原野化及び木が生えてきておりました。19ページの番号3は、〇〇〇〇に位置しており、現況は原野化しておりました。20・21ページの番号5と6は〇〇〇〇に存在し、現況は原野及び山林化しておりました。現況を踏まえ全て農地への復旧は困難であると考えられます。

以上で議案第3号の現地調査の結果報告を終わります。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

次に、

議案第4号 横浜町農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、まずは番号1についてですが、横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、私、長倉が該当しますので、番号1の審議が終了するまでの間、一時退場します。なお、議事の進行につきましては、3番野坂会長職務代理へお願い致します。

(～長倉会長一時退場、野坂会長職務代理議長席へ移動～)

議長 野坂

議長を務めさせていただきます、野坂です。よろしくお願い致します。それでは議案第4号の番号1について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

23ページをお願い致します。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明致します。今回の申請は3件で、全て農地中間管理機構を通す計画でございます。まず、番号1については、〇〇〇〇に点在しております。基盤法で貸借しておりましたが期間満了となり農地中間管理機構へ切り替えるものであります。また、畑として5年間賃貸借し利用する計画です。申請地の位置図は24ページでございます。以上です。

議長 野坂

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

番号1を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号1は承認することに決定致します。

番号1の審議が終了しましたので、ここで議長を交代します。
(～野坂会長職務代理は自分の席へ戻り、長倉会長が入場し議長席へ戻る～)

議 長 長倉

それでは、審議を続けます。

次に、番号2と3について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

番号2と3についてご説明致します。番号2は〇〇〇〇に位置しております。過去に〇〇〇〇の工事に伴い仮設道路として一時転用するため令和2年5月25日に合意解約しておりましたが、工事が終了したため、再度、農地中間管理機構で貸借契約するものであります。番号3は、〇〇〇〇に位置しております。契約期間は5年間の賃貸借で畑として利用する計画となっております。申請地の位置図は25ページ及び26ページにございます。以上です。

議 長 野坂

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

番号2と3を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、番号2と3は承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局長

それでは、これをもちまして、令和3年度第7回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和3年10月8日(金)

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 菊池 國廣 ⑩

議事録署名者 野坂 時夫 ⑩